第23回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和５年４月25日（火）午後２時５分から２時35分

2　会議の場所　　気仙沼市役所ワン・テン庁舎大ホール

3　出席農業委員（11名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫（欠）
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広（欠）
13番　畠山盛信（欠）	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（10名）

15番　松　敏明	16番　村上正博（欠）	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行（欠）
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛（欠）
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

６番　髙橋利夫　　12番　吉田和広　　13番　畠山盛信

6　欠席農地利用最適化推進委員

16番　村上正博　　20番　佐藤信行　　23番　及川　衛

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　非農地証明願について
第６　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（案）の決定について
第７　報告第１号　農地現状変更届の報告について
第８　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	小野寺知博
主幹兼主任	村上　将
主幹	粕谷将洋
主事	遠藤雄子
主事	有田久美

10　会議の概要

午後２時５分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，11 人であります。 定足数に達しておりますので，第 23 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，６番髙橋利夫君，12 番吉田和広君，13 番畠山盛信君の３人であります。 農地利用最適化推進委員は，16 番村上正博君，20 番佐藤信行君，23 番及川衛君の３人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，７番熊谷まゆみ君と８番金野政義君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，長磯浜。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであります。当初計画の許可日許可番号は令和元年 10 月９日気振指令第 507 号でございます。変更後の計画でございますけれども，目的の変更でございます。当初計画では，申請地を譲り受け，譲受人が経営する会社のモデルハウス常設展示場を建設し，その会社に貸与する計画でした。当初計画の目的に従ってモデルハウスの造成工事に着手しようとしておりましたが，物価の高騰及び経済状況の悪化に伴い，モデルハウスを建築し維持することが非常に困難な状態になったため，やむを得ず計画を断念し，自己所有山林から伐採した木材，及び建築資材置場として利用するものであります。なお，農地転用の事業変更承認手続きを経ぬまま，目的以外の用途で使用していたとして，始末書及び理由書が出されました。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。先日，面瀬と階上の委員４人で現地を調査してまいりました。事務局が説明したとおり，まさしくそのとおりでありまして，変わることは何らございません。問題がないというふうに４人で協議してまいりました。以上です。

議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において，地区担当委員の調査結果を踏まえまして審議いたしましたけれども，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，本吉町津谷長根。議案関係図面は４ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。経営面積は 13,084 ㎡。労働力は２人。従事日数は 260 日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台，田植機１台，コンバイン１台を所有しております。売買により，譲り受け耕作するものでございます。米を栽培するとのことであります。 受付番号２番，駒形。議案関係図面は６ページになります。経営面積は 2,539 ㎡。労働力は２人。従事日数は 280 日。管理機１台を所有しております。売買により，譲り受け耕作するものでございます。さつまいもを栽培するとのことであります。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。この案件はですね，津谷インターチェンジのすぐ傍であります。担当委員４人で現地確認に行って来ましたが，何の問題もないと見て来ました。許可相当と思います。御審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回，譲り受け耕作するという申請になりまして，草木も刈り払った状態になっております。農地として利用ということで問題なしと思われます。以上

	です。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において２件の審議をいたしましたけれども，何れの案件も引き続き耕作するということで，許可要件を満たしていると思いますので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町寺谷。議案関係図面は８ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域外。農振地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。目的はＬＰガス容器保管倉庫建築及びビールケース置場ということでございます。なお，当該土地は昭和 41 年３月 24 日付け売買の際は山林での取得であり，国土調査で畑に変更されたことを見逃していたとのことで，顛末書の提出がございます。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。大谷の委員４人で，22 日午前中に現地調査をしました。当初，震災後，仮設店舗として息子さんがお店をやっていました。本人曰く，農地としての認識は持っていなかったようです。ただ，今日，顛末書も出していることですし，何ら問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，この案件

	も許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。ＬＰガス容器保管倉庫と書いてありますけども，ＬＰガス容器というのは，中身にガスが入ったものですか。
議　　長	はい，27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。ガスが充填なった容器です。
議　　長	松委員，よろしいですか。
15 番松委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小 野 寺 次 長	(議案朗読)
粕 谷 主 幹	(議案説明) 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町寺谷。議案関係図面は 12 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。申請地は，平成年月日不詳から耕作放棄をしていたため，現在農耕に適さない土地となっております。現況は原野です。農地以外に供された時期は平成年月日不詳でございます。 受付番号２番，松崎上金取。議案関係図面は 15 ページになります。申請地は，平成 11 年頃から営農を行う者がいなくなったため，耕作放棄地となりました。周囲の山林と同様に人の手が入らない状況が続き，現在に至っております。農地以外に供された時期は平成 11 年月日不詳でございます。 以上，受付番号１番と２番の２件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議　　長	受付番号１番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。現地を見に行ったら原野状態で，何ら問題ないと思いました。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。この場所は昨日見てまいりましたが，この方は親から相続によってこの土地を受けました。在住が東京都ということで，ちょっとこちらに来て維持管理できないということで，仕方がないのかなと思います。それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会で審議いたしましたけれども，２つの案件とも農地への復元性はないと思われますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	(議案朗読)
粕谷主幹	(議案説明) 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，角地。議案関係図面は 19 ページになります。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。利用権設定期間は公告日の翌日から５年間です。賃借人の経営面積は 11,547 ㎡。年間従事日数は 150 日。トラクター１台，コンバイン１台，田植え機１台，乾燥機１台を所有しております。目的は水稲です。以上，農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件を満たしていると考えます。 受付番号２番は取り下げとなっております。 受付番号３番は，本吉町中島。議案関係図面は 21 ページになります。利用権設定期間は公告の翌日から 10 年間です。賃借人の経営面積は 259,491 ㎡。年間従事日数は 240 日。トラクター３台，田植え機３台，コンバイン３台，代かき用ハロー３台を所有しております。目的は枝豆，クロマツです。以上，農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件を満たしていると考えます。 以上で議案第５号の説明を終わります。御審議をお願いいたします。

議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。昨日，委員４人で確認して来ました。借受人は既に耕作しているそうで，今回は農業委員会に届け出してやるということで，何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号２番は取り下げであります。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。当該農地は被災した農地で，復興事業が完了して盛土等がされております。言ってみれば当地域における優良農地であります。借受希望がございます標記の法人につきましては，復興したこれら農地の大宗を受託している法人でございまして，特に異議を認めるというようなものではございませんので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番と３番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において審議いたしましたけれども，引き続き借り受けて耕作するということで，許可相当ということになりました。よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第７，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
小 野 寺 次 長	（報告朗読）
粕 谷 主 幹	（内容説明） それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は１件，１筆，632 ㎡の農地変更届がございました。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。 はい，４番中村委員。

４番中村委員	４番中村です。参考のために，今の農地現状変更届で聞きたいのですが，届出が３月 28 日ということで，工事予定期間が３月 28 日，完了が３月 31 日。632 ㎡の土地，もう終わったのですか。
議　　長	はい，事務局説明をお願いします。
村 上 主 任	はい，御説明いたします。届出の部分で期間をそのとおり，着手３月 28 日，完了３月 31 日ということで届出は出されているのですが，完了の報告を実際に承ったのは４月 10 日ということで承っておりまして，それで事務局の方では完了したという部分を確認したような状態でございます。以上です。
議　　長	中村委員よろしいですか。
４番中村委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号を終わります。
議　　長	次に，日程第８，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 23 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 35 分 令和５年４月 27 日 気仙沼市農業委員会